

千葉市建設現場における快適トイレ設置試行要領

1 目的

本試行要領は、建設現場を働きやすい環境にすることによって、若手技術者の活躍や新たな担い手の確保を図るため、現場環境改善の取組みの一環として、建設現場に従事する誰もが快適に使用できるトイレ（以下「快適トイレ」という。）を設置する工事の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 対象工事

千葉市土木工事標準積算基準を適用する工事において、受注者が希望し、監督職員と受注者が協議を行った上で決定する。ただし、下記に該当する工事は対象外とする。

（１）現場施工期間が１か月未満の工事

3 快適トイレの仕様

快適トイレには以下の仕様があるが、本試行要領でいう「快適トイレ」は、このうち「（１）快適トイレに求める機能」、「（２）付属品として備えるもの」を全て満たすものとする。「（３）推奨する仕様、付属品」については、任意で設置するものとする。なお、男女が現場で働く場合は、男女別に設置するものとする。

（１）快適トイレに求める機能（必須事項）

- ア 洋式便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

（２）付属品として備えるもの（必須事項）

- ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- イ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ウ サニタリーボックス（女性トイレに必ず設置）
- エ 鏡と手洗器
- オ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

（３）推奨する仕様、付属品（任意事項）

- ア 室内寸法 900 × 900 mm 以上（面積ではない）
- イ 擬音装置（機能を含む）
- ウ 着替え台
- エ 臭気対策機能の多重化
- オ 室内温度の調整が可能な設備
- カ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

4 快適トイレの導入にあたっての配慮事項

快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（６）に配慮を行うものとする。

（１）全般

快適トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く者の意見を聞く。

（２）設置位置

男性トイレと女性トイレ（一体型トイレを除く）は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

（３）動線の配慮

男性トイレと女性トイレ（一体型トイレを除く）は入口を分ける等の動線の配慮をする。

（４）ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用する等の工夫をする。

（５）照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にする等の工夫をする。

（６）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付ける等の配慮をする。

5 実施方法

実施にあたっては、以下の（１）～（６）により行うものとする。

（１）監督職員は、本試行要領における「千葉県快適トイレ設置特記仕様書」（様式１）を発注図書に添付する。

（２）受注者は、快適トイレ設置実施の有無について、事前に監督職員と協議を行い、実施する場合は、施工計画書に反映する。

（３）監督職員は、「３ 快適トイレの仕様」を満たすことを「快適トイレ仕様チェックシート」（様式２）により、快適トイレ設置前はカタログ等を用いて机上にて確認し、快適トイレ設置後は現場立会又は写真データ等（遠隔臨場による確認も含む）にて確認する。

（４）受注者は、快適トイレの設置費用が確定後、支出実態の分かる資料（見積書、リース料等の写し）を監督職員に提出する。

（５）監督職員は、快適トイレの費用を、設計変更時に計上するものとする（詳細は「６ 費用の計上」による）。

（６）受注者が、快適トイレの手配が困難等の理由により、快適トイレの設置を希望しない場合は、本試行要領によらず施工するものとする。

6 設置に要する費用

設置に要する費用は、以下の（１）～（５）により行うものとする。

- （１）快適トイレの設置に要する費用は、当初設計では計上せず、契約締結後に設計変更にて計上する。
- （２）快適トイレの費用は、51,000円／基・月を上限に「積算上の差額」を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとする（102,000円／2基・月が上限）。
- （３）ハウス型等の男女別トイレが一体型となっており、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円／基・月を上限に「積算上の差額」まで計上可能とする。
- （４）「積算上の差額」とは、実際に快適トイレの設置に要した費用から10,000円／基・月（従来品相当額）を引いた額とする。
- （５）「積算上の差額」は共通仮設費の営繕費に費用を積上げ計上するものとする（管理費区分の設定は行わない）。
- （６）運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、差額の対象としない。
- （７）快適トイレの費用は、1か月単位とし、1か月に満たないものは切り捨てるものとする。

7 その他

本試行要領に定めのない事項については、監督職員と受注者で協議の上、決定することとする。

附則

- 1 本試行要領は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 本試行要領は、施行日以降に公告する工事に適用する。